

参考資料

<目次>

- ◆ 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の
経理等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ◆ 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の
経理等について」の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・12
- ◆ 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の
経理等について」の運用等について・・・・・・・・・・・・・15
- ◆ 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の
経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて・・・・・・・・・・・・・24
- ◆ 保育所の設置認可等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

改正後全文

府 子 本 第 254 号
雇 児 発 0903 第 6 号
平 成 27 年 9 月 3 日

[最終改正] 府 子 本 第 367 号
子 発 0416 第 3 号
平 成 30 年 4 月 16 日

各 都道府県知事 殿

内閣府 子ども・子育て本部統括官

(印影印刷)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長

(印影印刷)

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による
私立保育所に対する委託費の経理等について

保育所の運営に要する費用については、平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、これまでの児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育の実施に要する費用の支弁から、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく費用の支弁が行われることとされたところである。

一方で、保育所における保育の実施については、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正後の児童福祉法第24条第1項により、引き続き、市町村の実施義務が堅持されたところであり、これに基づき、私立保育所に対しては、子ども・子育て支援法においても、引き続き、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされている。

そのため、この児童福祉法第24条第1項に由来する委託費については、その性格上、引き続き、一定の用途範囲を定めることとしており、今般、その運用について、下記のとおり

の取扱いを行うこととし、平成 27 年度分の委託費から適用することとしたので、貴管下関係機関及び各私立保育所に対し、周知徹底方お願いする。

また、本通知に定める委託費の弾力運用は、適切な施設運営が確保されていることを前提として認められるものである。したがって、認可保育所及び保育制度に対する信頼と期待に十分に応えていくためには、保育所においては適切な保育を実施することが求められるとともに、併せて、行政庁においては指導監査の一層の徹底が求められるところであるので、本通知中「5 委託費の経理に係る指導監督」について特に配意願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号厚生省児童家庭局長通知「保育所運営費の経理等について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

1 委託費の使途範囲

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）附則第 6 条第 1 項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費（以下単に「委託費」という。）のうち人件費については、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費（減価償却費加算の認定を受けている場合は、建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する経費、賃借料加算の認定を受けている場合は、建物に係る賃借料を含む。）に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること。
- (2) (1)に関わらず、人件費、管理費又は事業費については、保育所において次の要件のすべてが満たされている場合にあっては、各区分にかかわらず、当該保育所を運営する事業に係る人件費、管理費又は事業費に充てることができること。
- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 45 条第 1 項の基準が遵守されていること。
 - ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
 - ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等人件費の運用が適正に行われていること。
 - ④ 給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされているとともに、日常生活について必要な諸経費が適正に確保されていること。
 - ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
 - ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質の向上に努めていること。

⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。

(3)(1)に関わらず、委託費については、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立資産（人件費の類に属する経費にかかる積立資産）

② 修繕積立資産（建物及び建物付属設備又は機械器具等備品の修繕に要する費用にかかる積立資産）

③ 備品等購入積立資産（業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品を購入するための積立資産）

なお、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

(4)(1)に関わらず、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であつて、(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、委託費を(2)に掲げる経費又は(3)に掲げる積立資産への積立支出に加え、処遇改善等加算の基礎分（以下「改善基礎分」という。）として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等（保育所及び保育所以外の子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表2に掲げる経費等に充てることができること。また、別表2の3の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、保育所の拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、「積立金・積立資産明細書」の摘要欄にサービス区分名を記載すること）に「保育所施設・設備整備積立資産積立支出」の科目を設けて行い、貸借対照表の固定資産の部に「保育所施設・設備整備積立資産」を、純資産の部に「保育所施設・設備整備積立金」をそれぞれ設けて行うものとする。

また、この保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に貴職に協議を求め、審査の上、適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

(5)(4)に掲げる弾力運用に係る要件を満たした上で、さらに、保育サービスの質の向上に関する下記の①から③の要件を満たすものにあつては、当該事業を実施する会計年度において、改善基礎分として加算された額に相当する額の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業をいう。以下同じ。）に係る別表3に掲げる経費及び同一の設置者が運営する社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設をいう。以下同じ。）に係る別表4に掲げる経費等に充てることができること。

また、当該会計年度において、委託費の3か月分（当該年度4月から3月までの12か月分の委託費額の4分の1の額）に相当する額の範囲内（(4)の改善基礎分を含み、処遇改善等加算の賃金改善要件分（以下「改善要件分」という。）を除く。）まで、委託費を同一の設置者が設置する保育所等に係る別表5に掲げる経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費等に充てることができること。なお、同一の設置者が実施する子育て支援事業への充当額は、拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）を設定している場合には、当該年度の支出に充当するため施設拠点区分から当該拠点区分へ繰り入れ支出し、拠点区分を設定していない場合には、当該支出額について書類により整理すること。

① 「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書又は学校法人会計基準に基づく資金収支計算書及び資金収支内訳表もしくは企業会計による損益計算書及び「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）に定める貸借対照表、これら以外の会計基準により会計処理を行っている場合は、これらに相当する財務諸表（以下「計算書等」という。）を保育所に備え付け、閲覧に供すること。

② 毎年度、次のア又はイが実施されていること。

ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。

イ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）により、入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。

③ 処遇改善等加算の賃金改善要件（キャリアパス要件も含む。以下同じ。）のいずれも満たしていること。

(6)(1)に関わらず、委託費については、(5)に掲げる弾力運用に係る要件を満たす保育所にあつては、長期的に安定した施設経営を確保するため、以下の積立資産に積み立て、次年度以降の当該保育所の経費に充てることができること。

① 人件費積立資産

② 保育所施設・設備整備積立資産（建物・設備及び機器器具等備品の整備・修繕、環境の改善等に要する費用、業務省力化機器をはじめ施設運営費・経営上効果のある物品の購入に要する費用、及び増改築に伴う土地取得に要する費用に係る積立資産）

なお、各積立資産についてそれぞれの目的以外に使用する場合は、事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）において、その使用目的、取り崩す金額、時期等を十分審査の上、当該保育所設置主体の経営上やむを得ないものとして承認された場合については使用して差し支えない。

2 処遇改善等加算の取扱い

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算の取扱いについて（平成 27 年 3 月 31 日府政共生第 349 号・26 文科初第 1463 号・雇児発 0331 第 10 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」による、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分及び処遇改善等加算Ⅱについては、職員の賃金改善に充てることとされているところであるが、当該通知のⅥの 1 の（2）のアの（ク）及び 2 の（2）のクにより、複数の施設を運営する事業者が、同一の事業者内の複数の施設・事業所間で配分する場合には、上記 1 によらず、当該通知において定めるところによる。

また、当該通知において、「職員 1 人当りの平均勤続年数が上昇することに伴い増加する基礎分に係る加算額については、適切に昇給等に充当すること。」とされている点にも留意すること。

なお、委託費には保育の質の向上のために消費税率引上げによる増収分が充てられており、また、「保育士確保プラン（平成 27 年 1 月 14 日公表（厚生労働省））」による保育士確保の取組が進められていること等を踏まえて、各保育所に対して、保育の質の向上及び保育士等の賃金改善に積極的に取り組むよう要請すること。

3 前期末支払資金残高の取扱い

(1) 前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の 3 % 以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

(2) 前期末支払資金残高については、1 (5) の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の 30 % 以下の保有とすること。

① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費

② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

- ③ 同一の設置者が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費
- (3) 企業会計の基準による会計処理をおこなっている者の支払資金は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産及び流動負債とし、その残高は流動資産と流動負債の差額とする。ただし、1年基準により固定資産又は固定負債から振替えられた流動資産・流動負債、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額合計になること。

4 委託費の管理・運用

- (1) 委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。
- (2) 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。
- なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。

5 委託費の経理に係る指導監督

委託費の経理に係る指導監督については、社会福祉施設に対する指導監督に係る関係通知と併せ、以下の点を徹底されたいこと。

- (1) 設置者から提出された計算書等及び現況報告書については、厳正に審査確認を行うこと。特に、計算書等については、各事業区分、拠点区分ごとの審査はもちろんのこと、各事業区分、拠点区分間及び経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。なお、経理の審査に際しては、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかを併せて確認すること。
- (2) 設置者から提出された計算書等が以下のいずれかに該当する場合については、別表6の収支計算分析表の提出を求め、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに示された事項の遵守状況を確認すること。特に、「1 委託費の使途範囲」の(2)①から⑦までに掲げる要件が充足されているかどうかをはじめ入所児童の処遇の状況を十分に確認すること。
- ① 1の(4)による別表2の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合
- ② 1の(5)による別表3及び別表4の経費等への支出の合計額が改善基礎分を超えている場合又は別表3及び別表5の経費等への支出の合計額が委託費の3か月分に相当する額を超えている場合
- ③ 保育所に係る拠点区分から、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われている場合

④ 委託費に係る当該会計年度の各種積立資産への積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計（決算額）の5%相当額を上回る場合
(3)(2)の結果、「1 委託費の使途範囲」から「4 委託費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間で貴職が適当と認める間の改善基礎分全額について加算を停止するものとする。

なお、加算を停止した施設であっても、別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、「1 委託費の使途範囲」の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定して、別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこと。

(4) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合には改善計画を徴する等により速やかに当該事由の解消が図られるよう強力に指導すること。

これら入所児童の処遇等に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、改善基礎分の管理費相当分若しくは人件費相当分又はその両者を減ずること。ただし、遡及適用は行わないこと。

(5) 入所児童の処遇に影響を及ぼすような悪質なケース等の場合には、新規入所児童の委託の停止、既入所児童に対する施設の変更の勧奨、事業の停止、施設認可の取消等についても検討すること。また、事案の内容に応じて、以上の措置に加え、当該不祥事の関係者はもちろんのこと、設置主体の責任者、施設管理者等の責任を明確にし、関係者の氏名の公表等も検討すること。

この際、特に必要と認められる場合には、事前に保育所に連絡することなく児童福祉法第46条第1項に規定する調査を行うことも考慮されたいこと。

6 措置費等の取扱い

私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）が児童福祉法第24条第5項又は第6項に基づく措置に基づく費用（以下「措置費」という。）、又は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特例施設型給付費の支弁を受けた場合には、当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担と合わせて、運営費に含めて本通知の適用を受けるものであること。

なお、私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）以外の施設・事業において措置費の支弁を受けた場合には、本通知における委託費の使途の取扱いの趣旨を踏まえて対応するよう要請すること。

7 平成26年度末時点において生じた繰越金等の取扱い

平成26年度末時点で私立保育所として運営していた施設で、平成27年度以降も引き続き私立保育所（保育所型認定こども園を除く。）として運営する施設における平成26年度末時点の保育所運営費を財源とした各種積立資産及び支払資金残高については、平成27年度以降、本通知に基づく運用を行うこと。

8 その他

本通知中に示した使途等に係る取扱いは、委託費について適用されるものであり、委託費以外の収入については適用されないものであること。

なお、委託費以外の収入のうち、国庫補助事業に基づく補助金等については、その事業に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）その他の関係法令及び当該事業の補助要綱等示された要件の適用があるものであること。

別表 1

- 1 「延長保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの
- 2 「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める一時預かり事業
ただし、当分の間は平成 21 年 6 月 3 日雇児発第 0603002 号本職通知『『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について』以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること
- 3 乳児を 3 人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ
- 4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 18 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）の受入れ
- 6 「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
- 7 休日保育加算の対象施設
- 8 「病児保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの

別表 2

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下 2 及び 3 において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表 3

- 1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。）
- 2 1の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

別表 4

- 1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還又は積立のための支出
- 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

別表 5

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。）
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分含む。）の償還
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表 6

平成 年度収支計算分析表

収入		支出		差引過△ 不足額 (①－②)
科目	金額(円)①	科目	金額(円)②	
1 委託費収入 (改善基礎分を除く。)		14 人件費支出		
(1) 人件費(改善基礎分を除く。)		(1) 職員給料支出		
(2) 事業費		(2) 職員賞与支出		
(3) 管理費(改善基礎分を除く。)		(3) 非常勤職員給与支出		
2 私的契約利用料収入		(4) 派遣職員費支出		
		(5) 退職給付支出		
		(6) 法定福利費支出		
3 その他の事業収入				
4 人件費積立資産取崩収入				
5 修繕積立資産取崩収入		15 事業費支出		
6 備品等購入積立資産取崩収入				
7 保育所施設・設備整備積立資				

産取崩収入		(1) 給食費支出 (2) 保健衛生費支出 (3) 保育材料費支出 (4) 水道光熱費支出 (5) 燃料費支出 (6) 消耗器具備品支出 (7) 保険料支出 (8) 賃借料支出 (9) 車両費支出 (10) 雑支出		
		16 事務費支出		
		(1) 福利厚生費支出 (2) 職員被服費支出 (3) 旅費交通費支出 (4) 研修研究費支出 (5) 事務消耗品費支出 (6) 印刷製本費支出 (7) 水道光熱費支出 (8) 燃料費支出 (9) 修繕費支出 (10) 通信運搬費支出 (11) 会議費支出 (12) 広報費支出 (13) 業務委託費支出 (14) 手数料支出 (15) 保険料支出 (16) 賃借料支出 (17) 保守料支出 (18) 雑支出		
		17 人件費積立資産支出 18 修繕積立資産支出 19 備品等購入積立資産支出 20 保育所施設・設備整備積立資産支出		
	9 当期資金収支差額合計(欠損金)	21 当期資金収支差額合計		
	1 から 9 までの小計	14 から 21 までの小計		

10 委託費収入のうち改善基礎分		22 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出		
11 国庫補助事業に係る施設整備補助金収入		23 土地・建物賃借料支出		
12 国庫補助事業に係る設備整備補助金収入		24 22及び23の経費に係る借入金利息支出		
13 22 及び 23 の経費に係る積立資産取崩収入		25 22及び23の経費に係る借入金償還支出		
		26 22及び23の経費に係る積立資産支出		
		27 租税公課		
10 から 13 までの小計		22 から 27 までの小計		
合計		合計		

※ 14 から 27 の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入欄に計上すること。

府 子 本 第 255 号
雇児保発 0903 第 1 号
平成 27 年 9 月 3 日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

(印影印刷)

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に
対する委託費の経理等について」の取扱いについて

本日、平成 27 年 9 月 3 日府子本第 254 号、雇児発 0903 第 6 号「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下「経理等通知」という。）が施行されたところであるが、この取扱いについては、次の事項に留意されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 12 年 3 月 30 日児発第 12 号厚生省児童家庭局保育課長通知「『保育所運営費の経理等について』の取扱いについて」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

記

- 1 経理等通知の前文において「適切な施設運営が確保されている」とは、施設の運営状況について、経理等通知の 1 の(2)の①から⑦までに掲げる要件すべてが満たされていることをいうこと。

2 経理等通知の1の(2)において「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号）に定める別紙1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」中、別添3の資金収支計算書勘定科目において事業活動による支出に設けられている科目のうち、経理等通知別表6の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。

3 経理等通知の1の(2)の③における「適正な給与水準」の判断に当たっては、次のような事項に留意されたいこと。

- (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
- (2) 施設長及び職員の給与が、地域の賃金水準と均衡がとれていること。
- (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
- (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
- (5) 各種手当は給与規程に定められたものでありかつ手当額、支給率が適当であること。

4 新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、概ね1年間程度資金計画及び償還計画を着実に履行している場合に、経理等通知の1の(4)から(6)までにに関して、既に保育所を経営している他の設置者と同様の取扱いが認められること。

5 経理等通知の1の(3)及び(4)並びに3の(1)に関して、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、使途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知1の(4)による別表2に係る経費等であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。

- (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
- (2) 建物の修繕、模様替え等
- (3) 建物附属設備の更新
- (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
- (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
- (6) 登所バス等の購入、修理等

なお、経理等通知1の(6)に関して、目的以外に使用する場合とは、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等（「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設、子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。）の新築又

は増改築に係る経費（土地取得費を含む。）に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られるものであること。

- 6 経理等通知の4の(1)における「安全確実でかつ換金性の高い方法」として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められないこと。
- 7 経理等通知の別表2において「保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等」とは、保育所等の建物（保育所等を経営する事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。また、）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、入所者処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善を指し、土地取得費や保育所等以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 8 経理等通知の別表3において「子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等」とは、子育て支援事業を実施する施設の建物（子育て支援事業を行う上で不可欠な車庫、物置及び駐車場等を含む。）及び建物附属設備の整備、修繕並びに模様替、並びに、事業対象者の処遇上必要な屋外遊具、屋外照明、花壇、門扉塀の整備等の環境の改善や土地の取得を指し、子育て支援事業を実施する施設以外の建物・設備の整備、修繕等は含まないこと。
- 9 経理等通知により委託費の使途等の取扱いが改められたことに伴い、施設設置法人への寄付を前提に幹部職員の給与額を設定して当該幹部職員がその一部を当該法人に寄付することにより施設整備等に係る借入金の償還を進めるといった事例があった場合にはこれが速やかに解消されるよう、指導等において配慮すること。

改正後全文

府 子 本 第 256 号
雇 児 保 発 0903 第 2 号
平 成 27 年 9 月 3 日

[最終改正]

府 子 本 第 228 号
雇 児 保 発 0406 第 1 号
平 成 29 年 4 月 6 日

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部（局）長 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

(印影印刷)

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に
対する委託費の経理等について」の運用等について

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）及び『「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて」（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号）等によりお示ししているところであるが、今般、以下のとおり問答を取りまとめたので、御了知いただくとともに、貴管下関係機関及び保育所にして周知徹底を図られるよう、お願い申し上げます。

なお、本通知の施行に伴い、平成12年6月16日児発第21号厚生省児童家庭局保育課長通知『「保育所運営費の経理等について」の運用等について』は、平成27年3月31日限りで廃止する。

○この通知における用語の定義は、次のとおりとする。

用 語	定 義
委託費	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第1項の規定により、市町村から私立保育所に対して支払われる委託費

経理等通知	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号）
新会計基準	「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発第0727第1号、老発0727第1号通知）
運用指針	「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社援基発第0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号通知）別紙1
雇児発第0312001号通知	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号通知）
改善基礎分	処遇改善等加算の基礎分
経理等取扱通知	『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」（平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号）

（問1） 経理等通知を適用するためには、新会計基準に基づく経理処理を行わなければならないのか。

（答）

委託費の経理処理に当たっては、保育所を経営するそれぞれの法人種別に応じた会計処理を行うことになり、社会福祉法人が経営する保育所の経理処理に当たっては、平成27年4月1日より新会計基準により処理することとなる。

また、個人立など公的な会計基準のない施設においては、新会計基準により処理することが基本となる。

（問2） 経理等通知の1(3)に関して、人件費積立資産、修繕費積立資産及び備品等購入積立資産についての繰入限度額が示されていないが、単年度繰入限度額及び累積限度額ともに繰入限度額はないと考えてよいのか。

（答）

これら三種の積立資産について、単年度繰入額及び累積限度額ともに制限を設けていない。これは、これらの取扱いについて行政的に一律に制限を設けるのではなく、第一義的には運営主体内部の合理的な判断に委ねるべきという考え方からである。したがって、単年度繰入額及び累積限度額の如何について行政が運営主体に対して何らかの指摘をすることは通常予定されていないが、これらの額が合理的な範囲を著しく逸脱しているような例外的場合においては、まず運営主体内部で適正化が行われるよう行政として注意喚起するなどの行為は妨げられないものと解すべきである。

なお、単年度の積立支出及び当期資金収支差額合計が当該施設に係る拠点区分（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、サービス区分。以下同じ。）の事業活動収入の5%を上回る場合は、経理等通知の5(2)④により、収計算分析表の提出を要することとなる。

（問3） 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、同通知の5(3)の規定により、改善基礎分の加算停止となっている場合にも、経理等通知の別表2に掲げる経費に充てることができるか。

（答）

経理等通知の5(3)のなお書きに規定するとおり、経理等通知の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、改善基礎分が加算されたものと仮定してこれを行って差し支えない。

（問4） 経理等通知の1(4)及び別表2に関して、平成12年3月30日以前において、老人デイサービス事業に係る建物の整備費の借入金の償還を、保育所の施設会計からの法人本部会計繰入により毎年度計画的に行ってきたが、従来どおりこれを行ってよいのか。

（答）

経理等通知においては、一定の範囲での充当先は同一の設置者が設置する保育所等及び同一設置者が実施する子育て支援事業に係る経費等に限定しているところである。ただし、平成12年3月30日において、既に同一法人が運営する他の社会福祉施設の整備に係る借入金の償還金に現に充当している場合又は充当することとした償還計画が確定している場合であって、償還財源の切替え等の検討を十分に行った上、それでもやむを得ない場合は、当該償還金の額の範囲において充当を行うことは経過的に認められるものとする。

（問5） 経理等通知に「保育所の土地又は建物の賃借料」とあるが、敷金等を含むのか。

（答）

経理等通知にいう「賃借料」とは、賃借に伴って必然的に生ずる対価のことをいうものであって、敷金、礼金、更新料等も含まれ得る。

(問 6) 経理等通知に「土地又は建物の賃借料」とあるが、従来、理事長から無償貸与されていた土地について、賃借契約を締結し、賃借料を支払うことができるか。

(答)

従来から無償貸与されていた場合は、貸し主が変更になる等の特段の事情がなければ、そのまま無償貸与とすることが望ましい。

(問 7) 経理等通知の 1 (4)、(5) 及び別表 2 に関して、平成 11 年度以前の借入金の償還金も対象となるのか。

(答)

平成 11 年度以前の借入金に係る平成 12 年度以降の償還金に対して、充当することは可能である。

(問 8) 経理等通知の保育所施設・設備整備積立預金の経理上の取扱いはどうになるのか。

(答)

- 1 保育所については、各施設ごとに積立金・積立資産の累計額が把握できるよう、それぞれの拠点区分ごとに各積立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成（当該拠点区分においてサービス区分を設定している場合には、摘要欄にサービス区分名を記載すること。）することとされている（運用指針 19(1)）。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立（資産）金累計額として明細表を作成することとなる。
- 2 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る拠点区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該拠点区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。
- 3 「保育所施設・設備整備積立資産」の各保育所の拠点区分ごとの積立金累計額は一義的には、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充ててことを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所等の増改築又は創設に充てようとする場合には、
 - ① 経理等通知の 1(4)により、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合
 - ② 経理等通知の 1(6)により事前に貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）において承認された場合当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所等の拠点区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。

- 4 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る拠点区分を設け、当該拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。
- 5 なお、保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事（当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会）の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

（問 9） 経理等通知の別表 2 等における租税公課とは具体的には何を指すのか。

（答）

保育所の運営に関して、個人立の保育所の場合に課せられる所得税、営利法人立の保育所の場合に課せられる法人税等が考えられる。

（問 10） 経理等通知の 1 (5) に関して「同一の設置者が実施する子育て支援事業」とあるが、具体的にどのような事業をいうのか。

（答）

子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第 59 条に規定する地域・子ども・子育て支援事業及び同法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業をいい、例えば、保育所と一体的に運営している児童館等において実施される子育て支援事業についても、ここでいう子育て支援事業に該当するものとして差し支えない。

子育て支援事業に該当するかどうかについては、国の補助を受けて実施している事業に限るものではなく、国の補助を受けていなくても、同内容の事業を実施している場合には該当することとなる。また実施している事業がこうした事業名で呼ばれていない場合でも、事業内容が同様であれば子育て支援事業に該当することとなる。

したがって、子育て支援事業に該当するかどうかについては、事業内容に即して判断する点に留意されたい。

（問 11） 経理等通知の 1 (5) の②アに関して、第三者評価の受審及び結果の公表は、具体的にどのように行うのか。

（答）

- 1 第三者評価の受審は、自己評価、利用者の意向及び第三者評価機関によるサービスの質の向上や経営の改善を図るためのものであり、その結果が次年度の事業計画に反映されていること。

このため、原則として局長通知の1(5)の②の通知（「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号））で示す指針に基づく第三者評価を受審し、公表すること。

- 2 第三者評価の結果の公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

（問12） 経理等通知の1(5)の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのように行うか。

（答）

- 1 入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知については、施設に配置される苦情解決責任者が、施設内への掲示、パンフレットの配布等により、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名や連絡先並びに苦情解決の仕組みについて周知し、随時、入所者等からの苦情を受け付けていること。
- 2 第三者委員の設置については、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者又は世間からの信頼性を有する者を設置し、定期的に第三者委員会を開催するなど、迅速な対応を行っていること。
- 3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

（問13） 経理等通知の2(1)及び3(2)に関して、当該保育所を設置する「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

（答）

前期末支払資金残高を当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費として支出できる対象経費は、当該保育所設置法人の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも保育所の運営に関する経費に限り認められるものであること。なお、「事務費支出」には、会計監査人の設置に要する費用を含めて差し支えない。

また、役員報酬については対象経費として差し支えないが、役員報酬規定等を整備した上で、勤務形態に即して支給しているものであること。

(問 14) 経理等通知の 4(2)に関して、「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。

(答)

具体的には、次のような事例が考えられる。

- 1 当該法人内の他の施設拠点区分において補助金収入（措置費及び委託費を含む。）の遅れ等により、資金不足が生じた場合
 - 2 当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
 - 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合
- なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

(問 15) 経理等通知の 4(2)に関して、本部拠点区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答)

委託費等の同一法人内における貸付のうち、本部拠点区分に対しての貸付について、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限り認められるものであること。

(問 16) 経理等通知の 5(3)に関して、事業年度の翌年度に使途範囲に定める以外の支出等が判明した場合の改善基礎分の加算停止は、使途範囲に定める以外の支出等があった年度における改善基礎分を加算停止するのか。それとも判明した年度における改善基礎分を加算停止するのか。

(答)

経理等通知の 5(3)に基づく改善基礎分の加算停止は、設置者から提出された財務諸表に基づいて判断するため、例えば、平成 12 年度の財務諸表を平成 13 年度に確認した結果、使途範囲に定める以外の支出等が判明した場合は、平成 13 年の 4 月から平成 14 年 3 月までの改善基礎分加算を停止することとなる。

また、年度途中の監査等により、入所児童の処遇等に不適切な事由が認められる場合は、同通知の 5(4)に基づき、年度途中から改善措置が講じられるまでの間であって必要と認められる期間、改善基礎分の管理費加算分等の減額を行うことが可能である。

(問 17) 経理等通知の 6 に関して、運用収入の取扱い如何。

(答)

運用収入については制限を設けていない。

(問 18) 経理等通知の 1 (4)、(5) 及び別表 2 に関して、「保育所等の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答)

保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所等において、保育所等周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所等として駐車場の賃借が必要となった場合には、経理等通知の別表 2 の「保育所等の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の 1 の (4) 及び (5) により、支出が可能である。

(問 19) 登所バス以外の行事を目的とした車の購入に委託費を充てることは可能か。

(答)

登所バス以外の行事を目的とした車の購入については、都道府県、市町村において使用目的、使用度などの判断を十分加えた上で、備品等購入積立資産及び当期末支払資金残高を充てることとして差し支えない。

なお、登所に用いるバスやワゴンについては、「保育所入所手続き等に関する運用改善等について」（平成 8 年 6 月 28 日児保第 12 号）の第 1 の問 10 及び 11 に定めるとおりである。

(問 20) 経理等通知 3(2) の当期末支払資金残高について、「当該年度の委託費収入の 30% 以下の保有とすること。」とは、どういうことか。

(答)

「当該年度の委託費収入の 30% 以下の保有とすること。」とは、A 年度決算時に計上されている当期末支払資金残高について、当該施設が A 年度に受け入れた委託費収入の 30% 以下であることをいう。

(問 21) 経理等通知 3(2) について、当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30% を超える場合の取扱い如何。

(答)

当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30% を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の 30% を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止すること。

(問 22) 特例施設型給付費の支弁を受けた場合における経理等通知の 1 (4) (5) の「改善基礎分相当額」、1 (5) の「委託費の 3 ヶ月分に相当する額」の算定はどのようなのか。

(答)

私立保育所が特例施設型給付費の支弁を受けた場合は、経理等通知の 6 により当該特例施設型給付費及び保護者から徴収する利用者負担と合わせて経理等通知の適用を受けることになるが、処遇改善等加算は利用者負担に含まれていないことから、1 (4) 及び(5)における「改善基礎分相当額」については、委託費と特例施設型給付費との差はない。

また、特例施設型給付費の場合の 1 (5) の「委託費の 3 ヶ月分に相当する額」は、当該年度の 4 月から 3 月までの 12 か月の市町村の特例施設型給付費の支弁額及び当該特例施設型給付費の支給に係る保護者から徴収する利用者負担の額の合計の 4 分の 1 の額となる。

(問 23) 経理等通知の別表 2 及び別表 5 に関して、保育所等の建物の整備等に要する経費や賃借料、また、保育所等の土地の取得（別表 5 に限る。）や賃借料に充てられることとされているが、職員用の宿舍や駐車場の整備等に充てることはできるか。

(答)

職員用の宿舍や駐車場等に係る経費は、基本的には法人や職員からの賃借料等により賄われるものであるが、地域の雇用情勢や、地域の交通事情等により、保育士の確保に支障が生じる等の事情がある場合には、これらの整備等に充てて差し支えない。

2 福保子保第 3 4 9 6 号
令和 2 年 1 1 月 1 9 日

各区市町村保育主管課長 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 木村 総司
(公印省略)

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて

平素より、都の福祉保健施策の推進につきまして御協力をいただき、ありがとうございます。

私立保育所に対する委託費の経理等については、平成 2 7 年 9 月 3 日付府子本第 2 5 4 号、雇児発 0903 第 6 号「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（以下「経理等通知」という。）により取扱いが定められており、都では、平成 2 8 年 4 月 2 8 日付 2 8 福保子保第 4 0 4 号「「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて」（以下「平成 2 8 年 4 月 2 8 日付通知」という）にて、事務手続きの取扱いをお示ししているところです。

この度、別紙のとおり、はんこレス推進の観点等から、押印不要の様式へ見直しを行うとともに、電子データによる提出を原則とすること等を新たに定めたのでお知らせします。

各区市町村におかれましては、管内私立保育所へご周知いただき、各私立保育所において経理等通知及び本通知に基づき、必要な諸手続及び適正な保育所運営を行っていただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行に伴い、平成 2 8 年 4 月 2 8 日付通知は廃止します。

<本通知に関する問い合わせ先及び各協議書等の提出先>
東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課保育計画担当 各地区担当
電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 1 2 8 (直通)

<委託費及び各種補助金に関する問い合わせ先>
東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課保育助成担当 各事業担当
電話 0 3 - 5 3 2 0 - 4 1 2 9 (直通)

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて

1 委託費による積立資産の取扱いについて

(経理等通知1(3)、(4)及び(6)関係)

(1) 予算計上

積立資産の積み立てを行うにあたっては、将来発生が見込まれる経費を見込んだうえで計画的に行うとともに、事前に収支予算に積立資産支出を計上すること。

(2) 積立目的以外に使用する場合の事前協議

各積立資産を積立目的以外に使用する場合は、以下の書類を提出し、事前に協議すること。

ア 積立資産取崩し(目的外使用)協議書(別紙様式1)

イ 取崩し目的や金額の内訳、所要額等が確認できる契約書・見積書等

ウ 前会計年度の当該保育所の会計の区分における決算書(貸借対照表、積立金・積立資産明細書等)

※ 経理等通知1(6)に基づく積立目的以外の取崩しについては、当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合、理事会による事前承認により行うこと。

※ 取崩しを行う前年度以前に、下記に掲げるアからオまでのいずれかの東京都の補助金の交付対象となっていた保育所が、経理等通知の各規定に従い各積立資産を取崩し、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当しようとする場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設(注)に限ること。

ア 「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金について(保育所)(平成11年12月1日付11福子推第706号)」別紙「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保育所)」に基づく東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金

イ 「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱(保育所)」(平成16年3月30日付15福子推第1424号)に基づく東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金

ウ 「東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱」(平成27年3月16日付26福保子保第2961号)に基づく東京都保育サービス推進事業補助金

エ 「保育サービス推進事業実施要綱」(平成27年8月28日付27福保子保第516号)に基づき、区市町村が実施する保育サービス推進事業補助金

オ 「保育サービス推進事業補助金交付要綱」(平成31年4月1日付31福保子保第28号)に基づき、区市町村が実施する保育サービス推進事業補助金

2 前期末支払資金残高の取崩しの事前協議について

(経理等通知3(1)及び(2)関係)

前期末支払資金残高の取崩しにあたっては、以下の書類を提出し、事前に協議すること。

- (1) 前期末支払資金残高の取崩し協議書（別紙様式2）
- (2) 取崩す目的や取崩し金額の内訳、所要額等が確認できる資料（法人本部の運営に要する経費の内訳や取崩し金額の積算方法が確認できる資料・契約書・見積書等）
- (3) 前会計年度の当該保育所の会計の区分における決算書（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表等）

※ 経理等通知3（2）に基づく前期末支払資金残高の取崩しについては、当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合、理事会による事前承認により行うこと。

※ 取崩しを行う前年度に、下記に掲げるアからエまでのいずれかの東京都の補助金等の交付対象となっていた保育所が、経理等通知の各規定に従い前期末支払資金残高を取崩し、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当しようとする場合、その充当対象施設はそれぞれ都内に所在する施設及び事業並びに都外所在の都民対象施設（注）に限ること。

- ア 「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱（保育所）」（平成16年3月30日付15福子推第1424号）
- イ 「東京都保育サービス推進事業補助金交付要綱」（平成27年3月16日付26福保子保第2961号）に基づく東京都保育サービス推進事業補助金
- ウ 「保育サービス推進事業実施要綱」（平成27年8月28日付27福保子保第516号）に基づき、区市町村が実施する保育サービス推進事業補助金
- エ 「東京都子育て推進交付金交付要綱」（平成18年7月24日付18福保子支第139号）に基づく東京都子育て推進交付金を財源充当して市町村が実施する、民間保育所に対する市町村単独運営費補助金
- オ 「保育サービス推進事業補助金交付要綱」（平成31年4月1日付31福保子保第28号）に基づき、区市町村が実施する保育サービス推進事業補助金

※ 経理等通知3（2）及び平成31年4月1日付30福保子保第6365号「「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」3（2）に対する東京都の取扱いについて」に基づき、当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

3 収支計算分析表の提出について

（経理等通知5（2）関係）

経理等通知の5（2）①から④のいずれかに該当する場合は、以下の書類を提出すること。

- (1) 収支計算分析表（別紙様式3）
- (2) 収支計算分析表 提出事由確認票（参考様式）

4 協議等の方法

上記1及び2における協議書並びに上記3における収支計算分析表の提出については、保育所の所在する区市町村を経由して東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課にデータで提出すること（紙資料不要、押印不要）。

なお、法人本部の運営に要する経費に係る事前協議等の提出期限は、別途通知予定である。

5 適用日

本取扱いについては、令和２年１１月１９日から適用する。

(注) 「都外に所在する都民対象施設」とは、東京都外に所在する入所施設のうち、東京都と施設所在道府県との協定に基づき、入所定員の全部又は一定の割合について、東京都から措置された者、あるいは特別区及び東京都に存する区市町村が援護の実施者となっている者のみが入所する施設をいう。

(参考) ※ご参考に従来の改正を踏まえた溶け込み版を添付いたします。

「「保育所の設置認可等について」の一部改正について」(平成 26 年 12 月 12 日雇
児発 1212 第 5 号) による改正後の「保育所の設置認可等について」(平成 12 年 3
月 30 日雇児第 295 号) 全文

児 発 第 295 号
平成 12 年 3 月 30 日
[最終改正] 雇児発 1212 第 5 号
平成 26 年 12 月 12 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
中 核 市 市 長

厚生省児童家庭局長

保 育 所 の 設 置 認 可 等 に つ い て

保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」(昭和 38 年 3 月 19 日雇児第 271 号。以下「雇児第 271 号通知」という。)により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を下記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。

また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項の基準その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるので、念のため申し添える。

第 1 保育所設置認可の指針

1 認可制度の見直しについて

今回、法第 35 条第 5 項各号に保育所の設置認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があった場合には、認可するものとするとしており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと。

2 地域の状況の把握及び保育所認可に係る基本的な需給調整の考え方

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 26 年 7 月 2 日内閣府告示第 159 号。以下「基本指針」という。)に即し、市町村においては子ども・子育て支援事業計画を、都道府県においては、子ども・子育て支援事業支援計画を定めることとされており、都道府県知事(指定都市及び中核市においては市長。以下同じ。)においては、当該計画に基づき、基本指針第三の四の 2 の(二)の(2)「都道府県の認可及び認定に係る需給調整の考え方」を踏まえて、保育所設置認可申請への対応を行うこと。

3 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、2 で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

(1) 定員

保育所の定員は、20 人以上とすること。

(2) 社会福祉法人又は学校法人による設置認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、都道府県知事は、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。)に適合するかどうかを審査するほか、法第 35 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準によって審査すること。

(3) 社会福祉法人及び学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)以外の者による設置認可申請

①審査の基準

社会福祉法人等以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、法第 45 条第 1 項の条例で定める基準(保育所に係るものに限る。)に適合するかどうかを審査するほか、法第 35 条第 5 項各号に掲げられた基準によって審査すること。その際の基準については以下のとおりであること。

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

「必要な経済的基礎がある」とは、以下の(ア)及び(イ)のいずれも満たすものをいうこと。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については(ウ)も満たすこと。

(ア) 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年 5 月 24 日雇児発第 0524002 号、社援発第 0524008 号)に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。

(イ) 保育所の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

(ウ) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3 年以上連続して損失を計上して

いないこと。

イ 当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは(ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいうこと。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ウ) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

② 社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。

ア 法第45条第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、別紙1の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙2の借入金明細書、及び別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

オ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表

(イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(ウ) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、学校法人会計基準及び企業会計による会計処理を行っている者については、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙 1 の積立金・積立資産明細書

また、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙 2 の借入金明細書、別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

③ 認可の取消しについて

都道府県知事は、法第 58 条第 1 項の規定を踏まえ、保育所が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

④ 市町村との契約

社会福祉法人等以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 33 条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

イ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。

ウ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、別紙 1 の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙 2 の借入金明細書、及び別紙 3 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

第 2 実施期日等

この通知は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。なお、「「保育所の設置認可等について」の取扱いについて」（平成 12 年 3 月 30 日児保第 10 号厚生省児童家庭局保育課長通知）はこの通知の施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に規定する

技術的な勧告に当たるものである。

別紙1

積立金・積立資産明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区 分 _____

(単位：円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	適 用
〇〇積立金					
△△積立金					
××積立金					
合 計					

(単位：円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	適 用
〇〇積立資産					
△△積立資産					
××積立資産					
合 計					

借入金明細書(短期運営資金借入金を除く)

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位:円)

区分	借入先	区 分	期首 残高 ①	当期 借入金 ②	当期 償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②- ③ (うち1年以内 償還予定額)	元金償 還補助 金	利率%	支払利息		返済期 限	使 途	担保資産		
									当期支 出額	利息補助 金収入			種類	地番ま たは内 容	帳簿価 額
設備資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
		計				()									
長期運営資金借入金						()									
						()									
						()									
						()									
						()									
		計				()									
合計						()									

基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区 分

資産の種類及び名称	期首帳簿価額 (A)	当期増加額(B)	当期減価償却 額(C)	当期減少額(D)	期末帳簿価額 (E=A+B-C-D)		減価償却累計 額(F)	期末取得原価 (G=E+F)		摘要
	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	うち国庫 補助金等 の額	
基本財産(有形固定資産)										
土地										
建物										
基本財産合計										
その他の固定資産(有形固定資産)										
土地										
建物										
車輛運搬費										
〇〇〇										
その他の固定資産(有形固定資産)合計										
基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)計										
将来入金予定の償還補助金の額										
差 引										